

住第364-2号
令和2(2020)年9月23日

公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部

本部長 稲川 知法 様

栃木県県土整備部住宅課長

宅地建物取引業法施行規則の一部改正の運用について

このことについて、宅地建物取引業法施行規則の一部が改正され、令和2年8月28日から重要事項説明の項目として「水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける取引対象の宅地又は建物の所在地」が新たに位置づけられました。

つきましては、不動産取引時において水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う重要な要素であることから、下記の点に留意して対応していただけるよう、貴協会会員への周知をお願いします。

記

重要事項説明においては、市町が配布する最新の水害ハザードマップを使用し、その位置を示すこととし、水防法の規定に基づく浸水想定区域であるか否かにかかわらず、水害リスクと水害時の避難に関する情報を提供すること。

栃木県県土整備部住宅課
宅地指導担当
TEL 028-623-2488